

杉並区実行計画、区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プランほかの改定案について

すぎなみ



支えあい共につくる
安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

発行/杉並区
編集/広報課
〒166-8570杉並区阿佐谷南1-15-1

区の代表電話 ☎3312-2111
FAX3312-9911 (広報課直通)
http://www.city.suginami.tokyo.jp/

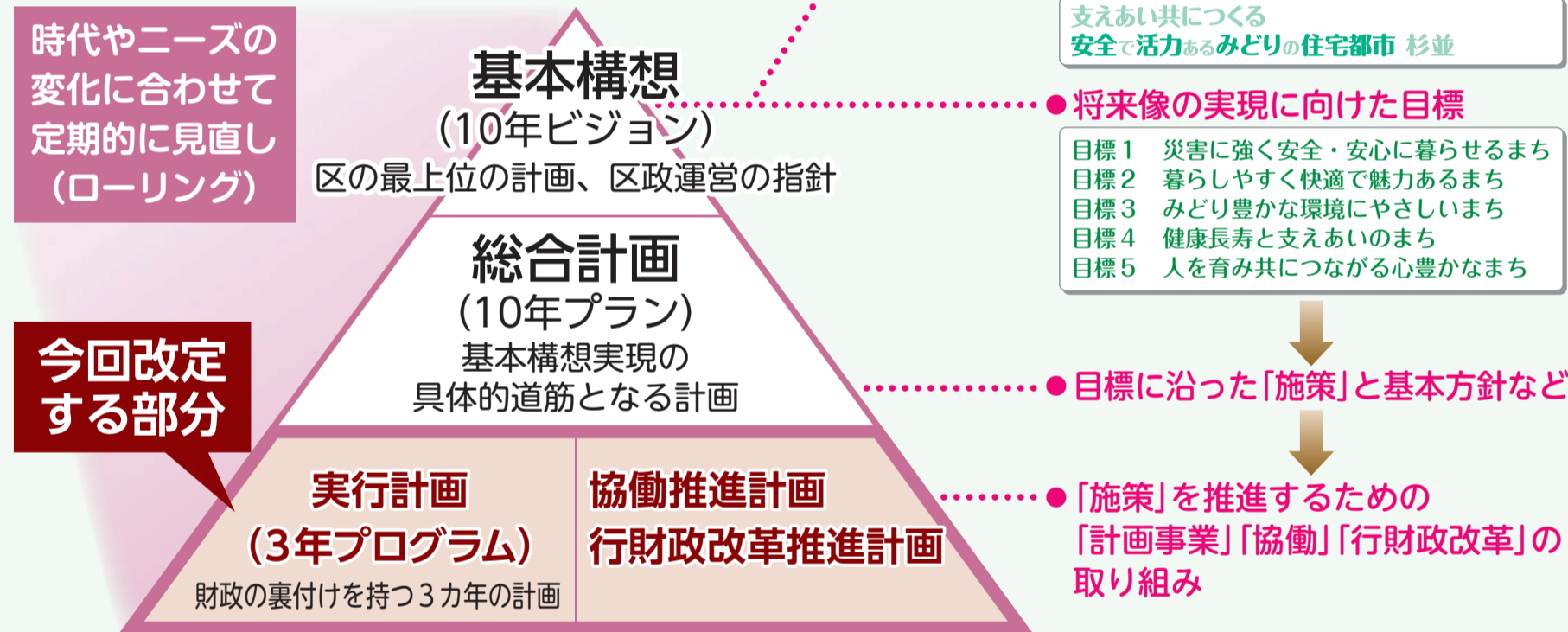
▶▶▶ご意見をお寄せください◀◀◀

「杉並区実行計画」「協働推進計画」「行財政改革推進計画」 「区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン」 を改定します

区は、総合計画に掲げた施策等を推進するための「杉並区実行計画」「協働推進計画」「行財政改革推進計画」と、時代にあわせた区立施設の再編整備を進めていくための計画「区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン」の改定作業を進めています。このたび、これらの計画の改定案ができましたので、区民の皆さんにご意見を伺います。ぜひご意見をお寄せください。

——問い合わせは企画課へ。

【区の計画体系と実行計画の位置付け】



杉並区実行計画・協働推進計画・行財政改革推進計画改定のポイントは、2・3面へ

【区立施設再編整備計画とは】

多くの区立施設が次々と更新時期を迎える中、少子高齢化の進展や人口減少など時代とともに変化する区民ニーズに対して的確に責任を持って応え、将来にわたり必要なサービスを提供するために、今後の再編整備の方針や施設ごとの具体的な取り組みなどを定めた計画のことです。

区立施設を取り巻く課題



計画的な施設の再編整備が必要

計画の主な基本方針

- 複合化・多機能化等による効率化を推進します
- 緊急性の高い施設の優先整備を進めます
- 国や東京都、他自治体等との連携を図ります

ほか

区立施設再編整備計画(第一期)・第一次実施プラン改定のポイントは、4面へ

ご意見をお寄せください

改定(案)の詳細は、区ホームページ(トップページ「区民等の意見提出手続き(パブリックコメント)」)のほか、下記の閲覧場所でご覧になれます(各閲覧場所の休業日を除く)。

①ハガキ・封書・ファクス・Eメール・閲覧場所にある意見用紙に書いて、9月30日(必着)までに企画課FAX3312-9912☎KIKAKU-K@city.suginami.lg.jp。

②ご意見には、住所・氏名(在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地、事業者の方は事業

所の名称と所在地、代表者の氏名)を記入してください。

③区ホームページからご意見を書き込むこともできます。

④いただいた主なご意見の概要とそれに対する区の考え方などは、「広報すぎなみ」などで公表する予定です。

【開設期間】

9月30日(金)まで

【閲覧場所】

企画課(区役所東棟4階)、区政資料室(西棟2階)、区民事務所、図書館

「杉並区実行計画」 (29～31年度)改定のポイント

基本方針

- これまでの取り組みを検証し、基本構想実現に向けた道筋を明確化
- 区政を取り巻く環境の変化に適切に対応

◇地域の安全・安心の向上

首都直下地震などの大規模災害から、区民の生命・財産を守る災害に強いまちづくり、犯罪の発生しにくい、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

- ICTを活用した地震被害と減災効果の「見える化」による震災対策の推進
区独自の地震被害シミュレーション結果を地図化するなど、被害想定や減災効果を「見える化」することで、耐震・不燃化などの減災対策の必要性を周知し、災害に強いまちづくりを進めます。
- 初期消火設備の配布対象器具の追加
防災市民組織に配布する防災資器材として、新たな初期消火設備を追加し、地域における災害対応力を向上します。
- 狭あい道路の拡幅整備、支障物件の除却などによる安心・安全な道路の整備
狭あい道路の拡幅整備をさらに推進するとともに、後退用地にある支障物件の除却指導・勧告等により、災害時に区民の生命と財産を守るための道路整備を進めます。
- 歩行者・自転車にやさしい道路の整備
交通量や事故のデータを踏まえ、自転車通行ネットワーク（通行帯）の整備や生活道路への通過車両の進入抑制対策を行い、歩行者・自転車にやさしい道路整備を進めます。
- 街路灯のLED化の推進
水銀条約の発効を見据え、区道の小型水銀灯を順次LED化するとともに、31年度までにアーケード以外の装飾灯を全てLED化します。

◇にぎわいとみどりの創出

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、まちの個性を活かしてにぎわいを創出するとともに、区民の憩いの場となる公園の整備を進めるなど、区の魅力を区内外に積極的に発信していきます。

- 地域資源やイベントを活用した杉並観光の商品化
杉並アニメーションミュージアムや中央線4駅周辺に広がる食、高円寺阿波おどりなどの地域資源を活用して、杉並観光の商品化を促進し、「にぎわい・商機」につなげます。
- 区民懇談会の設置や文化プログラムの実施等によるオリンピック・パラリンピック事業の推進
東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、区民の気運醸成等のため、区民懇談会を設けるとともに、全ての区立学校・子供園でのオリンピック・パラリンピック教育や、体育施設等でのイベントなどを実施します。
- 杉並産野菜の即売会や学校給食等への提供による地産地消の推進
杉並産農産物の即売会や、学校給食・飲食店等へ杉並産の野菜を供給することで、区民が都市型農業の良き理解者、応援者となるよう農産物に触れる機会を増やし、生産者所得の向上や都市農地の保全を図ります。
- 魅力ある公園づくりの推進
区民ニーズを踏まえて公園設備を順次リニューアルするとともに、荻窪4丁目など3所に公園をオープンし、誰もが楽しめる公園づくりを推進します。



◇区民生活の安心の拡大

生涯にわたって、誰もが安心して住み慣れた地域で生活を送ることができるよう、さまざまな生活のサポート機能を拡充するとともに、民間事業者との連携・協力により住まいの確保を進めます。

- 小児急病診療体制の拡充
子どもを抱える家族の医療面での不安解消を図るため、平日の夜間や休日など、一般の医療機関の診察時間外においても小児科を受診できる体制を拡充します。
- 長寿応援ポイント事業の見直し
8年間実施してきた事業の利用実態を調査・検証し、見直しを行います。
- 福祉と暮らしのサポート拠点の開設
国との財産交換により取得する予定の荻窪税務署等用地に、生活相談や就労・自立支援、子育て、在宅医療の相談支援機能等を備えた誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点を30年度に開設します。
- 特別養護老人ホームの整備促進
静岡県南伊豆町との連携や、科学館跡地のほか、公有地などの活用により、3年間で8施設（定員554名）を整備します。
- 旧永福南小学校跡地を活用した重度身体障害者支援施設の開設
障害者が安全・安心に充実した日々を送れるよう、区有地を活用し、入所施設および日中の活動の場を29年度に開設します。
- 居住支援協議会の設置・運営支援
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居を支援するため、不動産関係団体・福祉関係団体で構成する居住支援協議会を設置し、空家の利活用を含むさまざまな手法で住宅供給を促進します。

◇次世代支援の充実

定住化促進、女性の活躍推進による女性の就業率のさらなる高まりを見据え、待機児童対策を引き続き推進します。また、次代を担う子どもたちの健全育成を図ります。

- 保育施設・学童クラブの整備の推進
区有地や国家戦略特区制度の活用など、さまざまな手法によって保育定員数を増やし、増加する保育需要に対応します。あわせて、育成環境の充実を図るため小学校内での実施を基本に、段階的に整備を進めるなど、増加する学童クラブ需要に対応します。
- 子育て応援券事業の見直し
子育て施策全体の公平性の観点から、負担の適正化を図る見直し等を段階的に行います。
- 児童相談所の区移管に向けた体制整備
特別区長会に設置された移管準備に係る検討組織と連携し、庁内に設置した検討委員会において、今後の児童相談体制・人材育成・施設の設定等に関する具体的な検討を行います。
- 学齢期における発達障害児相談窓口の設置
学齢期の発達障害児の日常生活に関する相談窓口を新たに設置し、支援が必要な児童を適切な療育先につなげます。
- 部活動活性化事業の拡充
外部指導員に加え、専門事業者への委託等による指導を拡充します。
- 全小中学校への特別支援教室の設置等による特別支援教育の充実
現在の情緒障害通級指導学級に替え、全小中学校に特別支援教室を設置するほか、通常の教職員に加え、必要な専門スタッフの配置を拡充します。

協働推進基本方針(27~33年度)に基づく 協働推進計画(29~31年度) 改定のポイント

協働推進基本方針に基づく協働推進計画により、「参加と協働による地域社会づくり」を目指します。

●方針1●

区民参加の促進 ～区民参加による地域社会づくり

区の計画策定等の検討に当たり、幅広い年代の区民が参加できる機会をつくり、区民の意見を区政運営に活かしていくとともに、区と区民が身近な地域の課題を共有し、協力・連携して解決することができる地域社会づくりを目指します。

【主な取り組み項目】

- (1) ボランティアとの連携による地域課題の解決
 - 防犯対策の推進や消費者被害防止の取り組み
 - 広場、道路の美化活動
 - 花咲かせ隊、公園育て組等による緑化・美化活動
- (2) 区民参加の機会の拡大
 - 地域防災力の向上
 - 地域と連携・協働する学校づくりの推進
 - オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた懇談会の開催

●方針2●

地域人材の育成と地域活動環境の充実に向けた支援 ～多様な主体の協働による地域の公共的な課題の解決

区民や地域団体、NPO等が相互に連携・協力して地域のさまざまな課題に取り組むことができるようにするため、地域社会づくりを担う人材の育成や活動環境の充実に向けた支援を行い、地域で活動する多様な主体の協働により、地域課題の解決と質の高い公共サービスの提供を目指します。



【主な取り組み項目】

- 協働提案制度の実施
- 協働の担い手・地域人材育成の取り組み

●方針3●

協働を支える情報発信と、区と区民とのコミュニケーションの充実 ～参加と協働を支える区民とのコミュニケーションの充実

参加と協働の地域社会づくりを推進するため、区の情報発信機能を見直すなど、必要なときに必要な情報が届くよう積極的に環境整備を進め、区と区民とのコミュニケーションの充実を図ります。



【主な取り組み項目】

- 戦略的広報の推進
- 区政を話し合う会の実施

→参加と協働による地域社会づくり

行財政改革基本方針(27~33年度)に基づく 行財政改革推進計画(29~31年度) 改定のポイント

分権型時代における行財政改革の基本的な方針に基づく行財政改革推進計画により、持続可能な行財政運営を目指します。

●方針1●

財政健全化と持続可能な財政運営の実現

区民の安全・安心を確保するための防災・減災対策の充実、快適でにぎわいのあるまちづくりなど、10年間で取り組むべき施策を推進しながらも財政の健全性を保ちつつ、必要なサービスを継続的に提供できる持続可能な財政運営に努めます。

【主な取り組み項目】

- 税・保険料・利用料等の収納率の向上
- 保育施設利用者負担の適正化

●方針2●

効率的な行政運営

行政評価の充実を図り、事業の運営や執行方法の見直し・改善を行うとともに、業務委託や指定管理者制度により民間事業者等の多様な主体を活用したサービス提供を進めるなど、創造的で効率的な自治体経営を実現する行財政改革を推進します。

【主な取り組み項目】

- 区民サービス窓口の整備
- 区立保育園の民営化等の推進

●方針3●

効率的な組織体制の構築と人材の育成

公務員制度改革に対応した人事・給与制度の見直しを進めるほか、職員の育成に努めます。また、窓口等の専門定型業務を委託するなど、民間活力を有効に活用し、より簡素で効率的な組織体制と職員定数の適正化を図ります。

【主な取り組み項目】

- 時代の変化に挑戦する職員の育成
- 職員定数の適正化

●方針4●

区立施設の再編整備

区立施設再編整備計画に基づき、7地域を基準として施設の複合化・多機能化等により効率化を図るとともに、再編によって生み出された施設・用地を有効に活用し、誰もが利用しやすい施設整備を推進します。また、国や東京都、他自治体と連携・協力して公有地や資産の有効活用に努めます。

【主な取り組み項目】

詳細は、4面をご覧ください

●方針5●

分権型時代の自治体間連携などの取り組み推進

災害時における自治体連携の仕組みであるスクラム支援や、静岡県南伊豆町における特別養護老人ホームの整備に向けたこれまでの取り組みをモデルとして、特定の事業を介した新たな基礎自治体間の広域連携を積極的に進めます。

【主な取り組み項目】

- 隣接自治体等との連携による区民サービスの向上
- 基礎自治体間の新たな広域連携の推進

→持続可能な行財政運営を実現

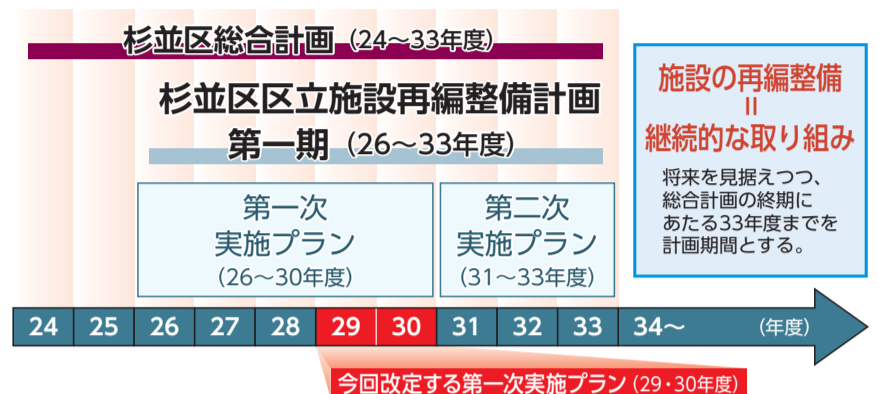
杉並区立施設再編整備計画(第一期) 第一次実施プラン(29・30年度)(改定のポイント)

1. 改定の基本的な考え方

区は26年3月に「杉並区立施設再編整備計画(第一期)(26~33年度)・第一次実施プラン(26~30年度)」を策定しました。今年度、これまでの進捗状況や新たに生じた課題などを踏まえて必要な見直しを行い、29・30年度の2年間に実施する取り組みを改定します。

改定に当たっては、第一次実施プランの各取り組みにおける課題や方向性を再精査した上で、取り組みの進捗状況にあわせ、具体化を図ります。また、取り組みを進める上で、年度間の財政負担が偏ることがないように、施設の長寿命化を図るとともに取り組みの緊急性や優先順位を勘案してスケジュールを精査します。

2. 計画期間と今回改定する部分



3. 再編整備の方向性と具体的な取り組み(主な施設)

● 保育園・子供園 ●

就労したい方々が安心して育児と仕事を両立できる環境を整備するために、区立施設や国・都の公有財産の有効活用、国家戦略特区制度の活用により、認可保育所を核とした保育施設の整備を促進します。

- ◇ **区立施設の活用**
区立施設8カ所を活用し、民営保育所の整備を促進します。
- ◇ **国家戦略特区制度の活用**
都市公園法の規制緩和により、和田堀公園(都立)の敷地の一部に保育所を整備します。
- ◇ **国有地の活用**
民営保育所の整備のほか、老朽化した区立保育園の移転などに活用します。



● 特別養護老人ホーム等(民営施設) ●

介護が必要になっても住み慣れた地域で引き続き安心して生活ができるよう、区有地や国・都との連携による未利用地の有効活用により、民間事業者による特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備を促進します。

- ◇ **区立施設の跡地活用**
旧科学館跡地などを活用し、特別養護老人ホーム3カ所を整備します。
- ◇ **国・都所有地の活用**
特別養護老人ホーム3カ所と、認知症高齢者グループホーム1カ所を整備します。
- ◇ **荻窪税務署等用地とあんさんぶる荻窪との財産交換**
国との財産交換により、荻窪税務署等用地を活用し、診療所や訪問看護ステーションなどを併設した特色のある特別養護老人ホームを整備します。

● 学校施設 ●

老朽化に伴う改築を計画的に進めるとともに、学童クラブや小学生の放課後等居場所事業の実施など、他施設との複合化・多機能化を図り、地域コミュニティの核となる施設づくりを進めます。

- ◇ **老朽改築に伴う近隣施設との複合化**
杉並第一小学校の老朽改築に合わせ、阿佐谷地域区民センターと産業商工会館を移転・複合化します。
- ◇ **学校跡地の活用**
 - 旧新泉小学校跡地に、特別養護老人ホームを整備します。
 - 旧永福南小学校跡地は、永福体育館を移転するとともに、特別養護老人ホーム(重度身体障害者支援施設との併設)、保育所を整備します。
- ◇ **学校跡地の活用方法等の検討**
統合後の杉並第四小学校および杉並第八小学校の跡地は有効活用に向けた検討を進め、30年度に活用策の方針を決定します。

● 児童館・学童クラブ等 ●

児童館の利用状況の変化などを踏まえ、現在の児童館が果たしている機能・サービスを身近な小学校や、今後整備する子ども・子育てプラザなどに継承し、充実・発展させていきます。

- ◇ **学童クラブおよび放課後等居場所事業の小学校内での実施**
 - 学童クラブは、既に実施済みの新泉と和泉に加え、下高井戸と成田西の2カ所を小学校内に移設します。
 - 小学生の放課後等居場所事業は、3校で本格実施します。
- ◇ **子ども・子育てプラザの整備**
新たな地域子育て支援拠点として、28年度に開設する子ども・子育てプラザ和泉のほか、2カ所の整備を行います。
- ◇ **中・高校生の新たな居場所づくりの検討**
第一次実施プランでは、旧永福体育館跡地に整備する複合施設などのスペースの活用を視野に検討を進めます。

● ゆうゆう館・集会施設 ●

施設の有効活用や地域コミュニティの活性化の観点から、区民集会所と区民会館、ゆうゆう館などを対象に、多世代が利用できる地域コミュニティ施設に再編することとし、具体化に向けた検討を進めます。

- ◇ **地域コミュニティ施設への転用・再編整備の検討**
多世代が利用できる施設の実現に向けて、既に実施中のゆうゆう阿佐谷館に加え、(仮称)馬橋複合施設、下高井戸児童館・ゆうゆう下高井戸館の合わせて3カ所で、地域コミュニティ施設のモデルとなる取り組みを行いながら検討を進め、第二次実施プランで計画化します。
- ◇ **廃止後の区民事務所会議室の有効活用**
 - 区民事務所会議室は、町会などの地域団体が活動できる代替施設を確保し、引き続き段階的に廃止します。
 - 下高永福会議室および清菫中通会議室は廃止し、跡地を活用して保育所を整備します。

● 図書館・体育館・庁舎等 ●

改築時などに施設の更新費用を抑制しつつ区民ニーズに的確に対応するために、施設規模の適正化や他施設との複合化・多機能化を図ります。

- ◇ **高円寺図書館の移転・改築の検討**
地域コミュニティ施設などとの複合化を基本に、移転・改築を検討します。
- ◇ **永福体育館の移転等および跡地活用**
旧永福南小学校跡地を改修し、移転します。移転後の跡地は、保育所・永福図書館・地域コミュニティ施設との複合施設を整備します。
- ◇ **国との財産交換による(仮称)天沼三丁目複合施設の整備**
財産交換により取得する6300㎡を超える大規模用地である荻窪税務署等用地を一体的に活用し、特別養護老人ホーム棟と複合施設棟からなる「(仮称)天沼三丁目複合施設」を整備します。
- ◇ **本庁舎東棟改築の検討**
建物の現状や課題、周辺の官公庁の状況などを踏まえ、検討を進めていきます。

第一次実施プラン(改定案)の詳細は、区ホームページ(トップページ「区民等の意見提出手続き(パブリックコメント)」)のほか、1面記載の閲覧場所でご覧になれます。

